

資料 1: 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド
【公開の意見聴取(第2回)意見まとめ】

一般社団法人 日本非破壊検査工業会
2020年 7月 7日

番号	頁	意見対象の項目	意見の内容
1	3	第3章 貯蔵施設の基準(規則第14条の9) 第3節 貯蔵施設の遮蔽(規則第14条の9第3号) 1. 貯蔵施設内の人が常時立ち入る場所における線量限度(規則第14条の9第3号に規定する規則第14条の7第1項第3号イ) 規則は、貯蔵施設には、使用施設に係る規則第14条の7第1項第3号と同一の基準に適合する<u>遮蔽壁その他の遮蔽物を設けることを要求している。</u> (1) 貯蔵施設には、貯蔵施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量について、実効線量が1週間につき1ミリシーベルト以下とするために必要な遮蔽壁その他の遮蔽物を設けることを要求している。これは、貯蔵施設に立ち入る者が、<u>線量限度を超えて被ばくすることがないように</u>必要な設備を貯蔵施設に設けることを求めるものである。	使用施設、貯蔵施設、廃棄施設で常時立ち入る場所における線量が物理的な遮蔽及び立ち入る者の状態(立入り時間、線源との距離など)を考慮して、1週間1mSvが線量限度とすると解釈します。 しかしこの項目は、施設に立ち入る者が線量限度(50mSv/年 年53週だと1mSv/週)を超えて被ばくしないように<u>遮蔽を設ける事を要求する条項</u>として理解されてしまいます。 やはり、物理的な遮蔽及び立入り時間、線源との距離等を考慮することを明確に記載又は、解説すべきでないでしょうか？
2	7 13	第3章 貯蔵施設の基準(規則第14条の9) 第3節 貯蔵施設の遮蔽(規則第14条の9第3号) 4. 管理区域に係る線量 5. 線量の評価について、以下の事項が示されていること (1) <u>実効線量の算定は、1メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線による被ばくを含め、かつ、診療を受けるための被ばく及び自然放射線による被ばくを除外していること。</u>(数量告示第24条)編注 (編注: 上記の対象及び除外している被ばくについて、分かり易い説明となるように記載ぶりを検討する予定。)	1. 法第2条第1項において、「<u>放射線</u>」について定義されていますが、原子力基本法第3条第5号・政令第325号により、<u>1メガ電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線及びエックス線</u>とされています。 つまり、1メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する放射線発生装置は、規制対象外となっています。 従いまして、<u>使用の許可申請におきましては、1メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する放射線発生装置についての評価は不要ではないかと</u>存じます。 しかしながら、数量告示第24条から、実効線量の算定は、1メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線による被ばくを含めることになりますから、実際の放射線業務従事者の被ばく線量を算定する際には、規制対象外となっている放射線発生装置からの線量も加えて評価すれば良いと考えます。 なお、別法となりますが、電離放射線障害防止規則では、本法の規制対象外の放射線発生装置も規制されており、1メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する放射線発生装置からの放射線を含め、事業者として被ばく管理を行っております。 2. 規制対象外となっている放射線発生装置からの被ばく線量について、許可申請書に添付する遮蔽計算書等で評価した際、規制対象外となっている放射線発生装置の更新で、遮蔽計算書に記載した条件と異なる事となった場合は、変更許可申請が必要となるのか等の部分についても記述をお願いしたい。

資料 2 許可届出使用者等に対する立入検査ガイド
【公開の意見聴取(第2回)意見まとめ】

一般社団法人 日本非破壊検査工業会
2020年 7月 7日

番号	頁	意見対象の項目	意見の内容
1	3	I.(1) 放射線取扱主任者の選任及び届出の義務(法第34条) 放射線障害の防止について監督を行わせるため、法34条は、許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者(以下この節において「使用者等」という。)に対し、下記①及び②のとおり、放射線取扱主任者(以下「主任者」という)を <u>選任</u> し、原子力規制委員会に届け出ることを求め、 <u>選任</u> すべき人数、 <u>選任</u> の時期及び届出手続に係る具体的な事項については、規則第30条及び規則第31条に定めている。	「 <u>選任</u> 」は、主任者としての業務を遂行するために、その任務について実施するように使用者等より任命された者と理解します。 取り扱う放射性同位元素の核種や数量によっては、主任者に課せられる業務の量が異なります。 主任者の監督の手順は、色々な方法が可能ではないでしょうか？ また、多くの使用施設に持ち多数の放射性同位元素を使用する場合は、その監督のためには、複数の主任者が必要な場合もあるかもしれません。 レベル計などプラントに設置され、常時使用されているようなものである場合、定時的な使用状態であれば、監督項目も少なく、定修などの場合は、密な監督が必要であると考えられます。 このようなことから、監督の業務内容は、色々な方法が考えられます。 また、主任者は「 <u>選任</u> 」であり「 <u>専任</u> 」ではないので、予防規程等で、法で求める監督を行う方法を合理的に定めて運用することが可能ではないかと考え、裕度のある運用を希望いたします。
2	4 5	I.(4)主任者の代理者の選任及び届出の義務等(法第37条第1項～第3項) 主任者が旅行、疾病その他の事故によりその <u>職務を行うことができない場合</u> II. 1.(1)②ハ 一部の主任者が何らかの理由により <u>不在</u> となった場合	放射線障害防止法に基づく安全管理ガイドブック(平成11年 科学技術庁放射線安全課編) P67 II. 放射線障害防止法に基づく検査のポイント 9. 放射線取扱主任者代理者選任解任の届出(法大27条、規則第32条) c)留意点 ・ <u>主任者が不在であることと、職務を遂行することが出来ないことは、必ずしも同じことを意味するものではない。</u> ・ <u>主任者が、外国出張等で、日本国内にいない場合は代理者を選任する。</u> 上記から、主任者が国内出張などで不在となる場合であっても、携帯電話などで職務を行うことができる状態であれば、代理者の選任は不要と解釈している。 外国出張(旅行)や入院(疾病)などで、職務を行うことができないと考えられる場合は、代理者を選任して職務を代行させております。

番号	頁	意見対象の項目	意見の内容
3	8	【第1節2.(1)②イb】選任主任者が複数事業所等において併任していないことを確認する。	1. 主任者の併任を認めない法令上の根拠は何かをお示し頂きたい。
4	20	7行目 放射線の被ばくによる身体的障害が発生した場合又は発生するおそれがある場合を指すものと理解される。これに該当し得るものの一例としては、使用施設内の人が常時立入る場所における被ばく線量が、事故等の報告について定めた規則第28条の3第1項第6号の遮蔽に関する線量限度を超えたような場合や、放射線業務従事者が規則第22条第1項第3号イ～ニ(実効線量限度を超えて放射線に被ばくし、又はしたおそれのある場合等)に該当することとなった場合などが挙げられる。	人が常時立ち入る場所の線量 1mSv/週を線量限度として取り扱うと、1mSv/週を超えると障害が起こる等の誤解が生じます。 また、人が常時立ち入る場所の線量は、作業員が装着した個人線量測定用具により測定された線量より判定するため、1月毎若しくは3月毎でないと判定が付かない。 これは、常時立入り場所の線量は、遮蔽壁等による遮蔽と立入り時間及線源との距離などに依存するためであり、実際にその場所で作業した作業員の被ばく線量が指標となる。 管理上は、常時立入り場所での線量測定結果と立入り時間で評価することになり、その結果を用いて、立入り時間を制限することとなる。 1mSv/週は 50mSv/年を超えない為の管理値であることを明確にしていきたい。
5	25	第6節Ⅱ.(1)②記帳義務の遵守 □ 記帳の閉鎖時期等の遵守 法令の定める所定の時期に帳簿を閉鎖していること等を確認する。...	帳簿について、閉鎖していること等を確認される際に 1. 帳簿をどの様にすれば閉鎖したとみなされるのか。 2. どの様な状態であれば閉鎖しているとみなされないのか。 ガイドラインに記載いただきたい。